

## 前橋市産業振興・社会貢献優良企業表彰制度実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、地域経済や地域社会に対して著しく貢献するとともに、技術の改善向上や経営の合理化などにより業績顕著な企業に対し表彰を行い、もって本市産業の振興を図ることを目的とする。

### （表彰対象）

第2条 表彰の対象となる企業は、市税に滞納のない企業とし、次に掲げるものとする。

- （1）経営努力により、地域経済の活性化に寄与した企業
- （2）社会的、文化的事業等に対し積極的に取組んだ企業
- （3）女性の活躍推進や障がい者雇用に積極的に取組んだ企業
- （4）その他市長が特に本市の産業振興に貢献したと認める企業

### （被表彰者）

第3条 被表彰者については、前橋市産業振興・社会貢献優良企業表彰選考委員会において選定する。

### （表彰の方法）

第4条 表彰は、市長が表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

### （その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

この要綱は、平成5年11月1日から施行する。

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

この要綱は、平成18年12月8日から施行する。

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

この要綱は、平成23年8月29日から施行する。

この要綱は、平成30年8月13日から施行する。